

広島県告示第千百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
矢野西三丁目三十七地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安芸区		矢野西三丁目						一一八〇番一	標柱一〇号		
								一一九一番	標柱九号		
								一一九二番	標柱八号		
								一一九〇番一	標柱五号、六号及び七号		
								一一八九番	標柱四号		
								一一八五番	標柱二号及び三号		
								一一八一番一五	標柱一号		